

第3回庄内広域水道事業統合準備協議会 会議録

開催日時 令和6年8月15日（木）午後4時30時～午後5時
場 所 庄内町役場B棟2階 会議室2
出席者 出席者名簿のとおり
会議事項 第1号議案 令和5年度収支決算及び会計監査報告について
第2号議案 庄内地域水道事業統合基本計画（案）について
配布資料 別添のとおり

会議経過

- （事務局）これより、第3回庄内広域水道事業統合準備協議会を開会いたします。
議事に入ります。本協議会規約第11条により、会長が議長を務めることになります。皆川会長お願いいたします。
- （会長）議事に入る前に7月25日の庄内全域での豪雨災害について、特に酒田市の大沢地区では大きな被害が発生したところでございます。この場をお借りしてお見舞い申し上げます。それでは、暫時の間、議長を務めさせていただきます。第1号議案「令和5年度収支決算及び会計監査報告」について議題とします。事務局より説明願います。
- （事務局）第1号議案「令和5年度収支決算及び会計監査報告」についてご説明いたします。前回の第2回統合準備協議会が会計年度終了前の3月26日の開催でしたので、令和5年度収支決算は見込みとして委員の皆様からご承認いただき、合わせて第3回統合準備協議会で決算の確定を報告することについて了承いただいたところです。令和5年度収支決算については、会計年度終了後、本協議会の監査委員である安藤一雄 庄内町監査委員から4月11日に監査いただき、適切に会計処理されている旨の監査結果となりましたので、第3回統合準備協議会において令和5年度収支決算の確定及び会計監査の結果をご報告させていただくものです。以上よろしくご審議くださるようお願いいたします。
- （会長）第1号議案についてご意見ご質問をお願いいたします。
- （各委員）なし。
- （会長）第1号議案について承認いただけますでしょうか。
- （各委員）異議なし。
- （会長）第1号議案は承認いただいたものとします。
次の議案に移ります。第2号議案「庄内地域水道事業統合基本計画（案）」について、議題といたします。事務局より説明願います。
- （事務局）第2号議案「庄内地域水道事業統合基本計画（案）」についてご説明いたします。本計画は今後、新たな経営主体として設置される企業団の運営、事業経営の基本的な方針となるもので6章構成としています。
第1章「はじめに」では、本地域における水道事業の現状や課題を踏まえ、計画の意義、広域化の目的、基本事項として統合の時期、統合の形態及び経営主体について記載しています。
（1）計画の意義では、鶴岡市、酒田市、庄内町を構成市町として、当該水道事業の統合に係る主要事項の基本的な方針を取りまとめたものとして、企業団の今後の運営、事業経

営の指針となる旨を意義としています。

(2) 広域化の目的では、人口減少等に伴う給水収益の減少、水道施設の老朽化による更新費用の増大、職員数の減少による技術力の低下などの課題に対して、広域化によるスケールメリットを活かして経営基盤を強化することで、将来にわたり安全で安心な水道水を安定して供給することを目的としています。

(3) 基本事項では、ア)統合の時期として、令和7年10月に企業団を設立、令和8年4月からの事業開始とすることとしています。イ)統合の形態及び経営主体として、統合の形態を構成市町水道事業の事業統合とし、経営主体として地方自治法第284条による一部事務組合を設置し、構成市町の水道事業を承継することとします。なお、地方公営企業法第39条の2第1項により、一部事務組合のうち水道事業などの地方公営企業の事務を共同処理するものは「企業団」と呼称することとなります。

第2章「組織・職員」では、企業団における組織体制、職員に係る事項について記載しています。

(1) 組織 ア)企業団本部及び事務所では、企業団本部を庄内町企業課庁舎に置くこととします。また、統合により事業区域が広範囲となることから、効率的な維持管理体制を確立するため、鶴岡市上下水道部庁舎を鶴岡事務所、酒田市上下水道部庁舎を酒田事務所として、南北ブロックの施設整備、維持管理の拠点とすることとします。イ)執行機関では、企業団の管理者として企業長を置き、企業長は構成市町の首長から選出するものとします。なお、副企業長は企業長以外の構成市町の首長をもって充てることとします。ウ)企業団議会では、企業団の意思決定機関、企業団運営に対するチェック機能として企業団議会を置き、議員定数は他事例での規模を参考として13名とし、議員については、全ての構成市町の議会から選出するものとします。また、議員の配分については、給水人口に応じて区分を設け、鶴岡市6名、酒田市5名、庄内町2名とすることとします。なお、議員定数及び配分については、各市町議会への勉強会等でも説明することといたします。エ)監査委員では、企業団の財務及び事務を監査するため、監査委員を置き、その定数を2名とします。なお、監査委員の任期は4年とします。オ)運営協議会では、企業団議会に係る予算、決算等の経営状況の報告と、規約、料金改定等の事業経営に関わる重要事項を協議するため、企業長及び副企業長による運営協議会を設置します。

(2) 職員 ア)職員の身分では、地方自治法第252条の17による構成市町からの職員派遣とします。イ)職員数では、企業団設立当初は、運用の変更等に対応するため事務量が一時的に増加することを踏まえ、構成市町の水道事業に従事する現行職員と同程度の職員数を確保することとし、順次、適正規模を目指すこととします。【企業団組織図】では、令和8年4月の事業開始時における組織体制と所掌事務を記載しています。なお、係配置等の詳細については、今後、具体的な議論を踏まえ、事業開始時まで調整していくこととします。

第3章「業務運営」では、企業団における業務運営に係る7項目についての方針、統合後の方向性を記載しています。

(1) 総務・経理では、ア)企業団本部における集中管理及び業務の効率化、イ)事務システムの統一として、総務・経理事務など管理運営業務の集約、企業会計システムや文書管理システムなどの事務システムの統一、本部、事務所間のネットワークの構築により業

務の効率化を図るものとします。

(2) 営業業務では、ア) 水道料金として、企業団による事業開始後の水道料金は各構成市町の料金体系を引き続き用いることとします。しかしながら、財政シミュレーションにおいては、単独経営と比較して負担を軽減できるものの、統合による費用削減効果を発揮した場合でも、料金水準の上昇を避けることは難しい状況にあります。そのため、令和8年4月の事業開始後、速やかに料金統一を含めた新たな水道料金のあり方の検討、料金審議会の設置等の準備を開始し、構成市町の水道事業を持続するために必要な料金水準を確保してまいりたいと考えています。イ) 検針、調定及び収納業務、ウ) 滞納整理業務では、令和9年4月の料金収納業務等の包括的民間委託の契約更新時期に合わせて、検針、調定、収納等の業務及び料金システムの統一を図ることとします。エ) 料金収納等窓口業務では、料金収納等窓口を本部及び各事務所に設置することとします。

(3) 給水装置、(4) 工事執行、(5) 水質管理、(6) 運転管理は記載のとおりですが、企業団による事業開始時に統一することを基本としています。

(7) 危機管理では、ア) 災害対策マニュアル等として、本部、事務所間の緊急時の連携に関するマニュアルを作成し、事業開始時に運用を開始することとします。イ) 緊急時応援協定では、現在、構成市町において、関係団体と締結している緊急時応援協定を企業団に引き継ぐものとします。

第4章「施設整備」では、広域化による国交付金を最大限に活用するため(1)の基本方針に基づき、国交付金のメニューである(2)広域化事業、(3)運営基盤強化等事業について記載しています。各事業の概要は後段の第5章「財政運営」と合わせて説明します。第5章「財政運営」では、今後の財政運営に関する事項、国交付金の活用に関する事項、一般会計繰入金、資産等の取扱いについて記載しています。

(1) 財政収支計画では、企業団による事業開始後10年の令和17年度までの財政収支となります。

(2) 施設整備計画及び概算事業費、(3) 社会資本整備総合交付金の活用については、広域化に伴う国交付金を活用した施設整備の概算事業費及び国交付金の見込み額を記載しています。P.14の全体図とP.17の各表を合わせてご覧ください。

広域化に伴う国交付金を活用した施設整備事業として、①連絡管等の整備では、庄内町笠山配水場付近の県企業局送水管、平田浄水場から新山受水池の県企業局送水管までを接続する南北連絡管の新設による小牧浄水場の廃止をはじめ、行政区域を越えた管路接続により、地域全体の効率的な水運用を図るものです。②運転監視設備の統合、④事務システムの統合では、組織の一体化により、施設監視システムや、文書管理システムやグループウェア等の事務管理システム、事務所間のネットワーク構築により、将来にわたる施設経費の削減を図るものです。そのほか、⑤耐震化・老朽化対策では、広域化によるスケールメリットを活かして管路及び施設の更新に伴い耐震化を図るものです。さらに広域化事業の交付金額を上限として事業費に対して1/3の交付金の充当が可能となる運営基盤強化等事業を活用し、管路及び施設の更新に伴う耐震化を図るものとします。なお、管路及び施設の更新事業の実施に当たりましては、各市町の施設整備計画を尊重するものとし、国交付金を充当しこれまでの更新計画以上の事業進捗を図るものとします。これにより令和7年度～令和16年度までの10年間に、事業費総額463億円を計画するものです。な

お、事業費総額のうち交付金対象事業費 423 億円に対して国交付金 141 億円が見込まれます。

(4) 一般会計繰入金の取扱いでは、企業団への一般会計からの繰入金として、構成市町において現行繰入されているものについて企業団に引き継ぐものとします。

(5) 資産等の取扱いでは、水道事業の資産、資本及び負債については、企業団に引き継ぐものとします。

(6) 財政シミュレーションでは、令和 37 年度までの財政シミュレーションを行い、別々に経営を続けた場合の見通しと、水平統合した場合の経営シミュレーションを行い、供給単価の推移で比較しています。傾向としては、水平統合の場合、全ての構成市町で水平統合の効果が示されたものになっています。

第 6 章「その他」では、簡易水道事業、下水道事業、ガス事業の取扱い、庄内広域水道用水供給事業との垂直統合に関する事項について記載しています。

(1) 簡易水道事業等の取扱い、(2) 他事業(下水道事業、ガス事業)の取扱いについて、簡易水道事業等は企業団に引き継ぐものとし、下水道事業、ガス事業は企業団に引き継がないものとします。なお、下水道事業、ガス事業での料金収納業務等については、構成市町から企業団への委託等により実施できるものとし、その取扱いについては、企業団による事業開始時まで調整することとします。

(3) 垂直統合として、庄内広域水道用水供給事業との垂直統合により事務経費の削減、浄水施設の運転管理業務委託等の導入により、さらなる統合効果が期待できますので、水平統合後、できるだけ早い時期に統合できるよう県担当部局との協議を継続することとし、庄内開発協議会及び各市町の要望活動についても継続してまいります。本計画(案)の説明は以上になります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

(会 長) 第 2 号議案について、ご意見ご質問をお願いいたします。

(各 委 員) なし。

(会 長) 第 2 号議案について承認いただけますでしょうか。

(各 委 員) 異議なし。

(会 長) 第 2 号議案は承認いただいたものとします。予定された議事は以上ですが、その他皆さまから何かございませんでしょうか。

(委 員) 今回の豪雨災害の影響で酒田市議会が延期されることとなったが、全体スケジュールへの影響はどのようになるか確認させていただきたい。

(事 務 局) 第 2 回統合準備協議会で承認いただきました別紙「企業団設立までのスケジュール」に基づき予定どおり進めて参りたいと考えます。なお、本日承認いただきました本計画(案)については、8 月 20 日以降、順次各市町議会への説明を行うこととし、酒田市議会においても 8 月中の説明を予定しています。その後、第 4 回統合準備協議会までに本計画を策定・公表し、10 月 28 日開催予定の第 4 回統合準備協議会において本計画の策定・公表を受けて構成市町による基本協定を締結することで進めて参りたいと考えています。

(会 長) その他、特にないようですので議事を終了します。

(事 務 局) 3. その他について事務局から特にありません。本日の予定はすべて終了となります。お疲れ様でございました。

(終了)